

平成30年雇第14号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした基本手当日額を決定する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社T（以下「事業主」という。）に雇用されたが、○年○月○日付けで離職した。
- 2 請求人は、○年○月○日及び同月○日、安定所長に対し、雇用保険被保険者離職票－1及び2を提出したところ、安定所長は、同月○日付けで雇用保険の受給資格の仮決定をした。
- 3 請求人は、○年○月○日（初回の失業認定日）、安定所長に対し、雇用保険受給資格者証と失業認定申告書を提出したところ、安定所長は、同日付けで基本手当日額を決定する処分（以下「本件処分」という。）をし、基本手当の支給を開始した。
- 4 本件は、請求人が本件処分を不服とし、同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は○年○月○日付けでこれを棄却したことから、本件処分を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

安定所長が、○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認

められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前記第3の1(略)のとおり、雇入通知書兼就業条件明示書上、1日の労働時間は○時間とされているにもかかわらず、実際には、派遣先の都合で1日○時間程度しか就労できなかったことから、事業主が1日当たり○時間相当の未払賃金を請求人に支払う義務がある旨主張する。

(2) しかしながら、派遣先の状況によって、契約上の就業時間よりも早く切り上がる場合もあることについて、事業主は、請求人に対し、入社面談時等に伝達しており承諾済みであるとし、この点に関しては、派遣先にも確認をとっていることから、労働時間が契約上の定めより短くなることもある点についての合意がなかったとまでは認められないこと、また、決定書に説示するとおり、請求人は、事業主に対して未払賃金債権があるとして訴訟を提起したが、同訴訟における和解条項によれば、請求人は、解決金の具体的な内容を定めないまま全ての請求を放棄しているところ、当該解決金を未払賃金の精算とみることはできないこと等の諸点を踏まえると、事業主が1日当たり○時間相当の未払賃金を請求人に支払う義務があるとの上記主張は採用することができない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。